

2017年8月9日 全13頁

法律・制度 Monthly Review 2017.7

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 7月は、マイナポータル¹の試行運用が開始したこと（18日）、企業会計基準委員会が「収益認識に関する会計基準」の公開草案を公表したこと（20日）、金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」²を採択し取組方針を公表した金融事業者のリストを公表したこと（28日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目 次 ▶

○7月の法律・制度レポート一覧	2
○7月の法律・制度に関する主な出来事	2
○8月以後の法律・制度の施行スケジュール	3
○今月のトピック	
銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し案公表	5
○レポート要約集	11
○7月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○7月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇7月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
7日	法律・制度 Monthly Review 2017.6 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	14
10日	米国金融規制改正法案、下院で可決 ～金融規制に関する財務省報告書の第1弾が公表～	鳥毛 拓馬	金融制度	12
18日	銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し案公表 ～国内基準行は2019年3月期より 自己資本の20%を超えないかモニタリング～	金本 悠希	金融制度	15
24日	米国、包括的なプリペイドカード規則の制定 ～CFPBがプリペイドカードを使用する 消費者保護の拡大に動く～	上野まな美 鳥毛 拓馬	金融制度	8

◇7月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融安定理事会 (FSB)、「清算機関の破綻処理及び破綻処理計画に係るガイダンス」を公表。 ◇FSB、BIS 市場決済・市場インフラ委員会、証券監督者国際機構 (IOSCO)、及びバーゼル銀行監督委員会 (バーゼル委)、「清算集中における相互依存性に関する分析」及び「清算機関の強靱性、再建及び破綻処理可能性の強化のための共同作業計画の実施に関する報告書」を公表。 ◇ラトビアとの租税条約が発効。
6日	<ul style="list-style-type: none"> ◇財務省、「平成29年度税制改正の解説」を公表。 ◇国税庁、相続税法基本通達等の一部改正を公表 (6月28日付)。平成29年度税制改正のうち物納の優先順位、非居住者等の課税範囲等の改正に伴うもの。 ◇バーゼル委及びIOSCO、市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」を公表 (コメント期限は10月5日まで)。 ◇バーゼル委、市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」を公表 (コメント期限は10月5日まで)。 ◇IOSCO、市中協議報告書「集団投資スキーム (CIS) の流動性リスク管理に関する提言」を公表 (コメント期限は9月18日まで)。 ◇FSB、「グローバルなシステム上重要な銀行の内部総損失吸収力に係る指導原則」、「金融危機後の破綻処理制度改革の状況調査」、及び「金融機関の破綻処理時における金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンス」を公表。 ◇欧州証券市場監督局 (ESMA)、目論見書の簡素化に関するコンサルテーション・ペーパーを公表 (コメント期限は9月28日)。目論見書のフォーマット及び項目、EU成長目論見書、検査と承認に関する簡素化を提案。
7日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「『金融行政の再点検』に係る具体的な取組み状況等について」を公表。
13日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本公認会計士協会、「監査人の交代理由等の開示の充実に係る日本公認会計士協会の取組について」等を公表。 ◇米国財務会計基準審議会 (FASB)、特定の金融商品の負債と自己資本の指標に関する会計を簡素化 (原則として2019年12月15日以後に開始する事業年度から適用。早期適用可)。
14日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正・施行。一定の株式報酬等について、有価証券届出書の「第

14日	<p>三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とすることなどの改正を行うもの。</p> <p>◇国税庁、「所得税基本通達の制定について」の一部改正を公表（7月4日付）。平成29年度税制改正のうち、非永住者に対する有価証券譲渡所得の課税範囲の改正に伴うもの。</p> <p>◇国税庁、法人税基本通達等の一部改正を公表（6月30日付）。平成29年度税制改正のうちスピノフ、タックスヘイブン対策税制等の改正に伴うもの。</p>
18日	<p>◇マイナポータルの試行運用が開始。ワンストップサービスのうち、子育て関連サービスを開始。</p> <p>◇ESMA、財務情報の実施に関するガイドラインに従い各国の権限ある当局（NCA）が財務情報（IFRS）を監督する方法について行われたピアレビューの結果を公表し、執行の改善を勧告。</p>
20日	<p>◇金融庁、仮想通貨交換業者に関する内閣府令に基づく告示を公布。</p> <p>◇金融庁、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」を公表。</p> <p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、「収益認識に関する会計基準」の公開草案を公表（コメント期限は10月20日まで）。</p> <p>◇東京証券取引所、「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析」を公表。</p>
21日	<p>◇米国連邦準備制度理事会、商品先物取引委員会、連邦預金保険公社、通貨監督庁及び証券取引委員会（SEC）、ボルカー・ルールの下での特定の外国籍ファンドの取扱いについて、各自の見解を調整していることを公表。</p>
24日	<p>◇ASBJとFASB、代表者による定期会合を開催（25日まで）。</p>
25日	<p>◇日本証券業協会（日証協）、「つみたてNISAに関するQ&A」を公表。</p> <p>◇日証協、「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」及び「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」を改訂。</p> <p>◇アジア地域ファンドパスポート合同委員会、年次報告書及び市中協議文書「アジア地域ファンドパスポートに関する各国規制ガイダンス」を公表（市中協議文書へのコメント期限は9月19日まで）。</p> <p>◇SEC、ブロックチェーン上の自律分散型の仕組み“The DAO”のトークンなどが「証券」に当たり、米国証券法が適用されると結論付ける調査報告書を公表。</p>
26日	<p>◇英国財務報告評議会（FRC）、非財務情報及びダイバーシティ情報に関するEU指令の実現のための新規則の概要に関する概況報告書を公表。</p> <p>◇スロベニアとの租税条約が公布される。</p>
27日	<p>◇IOSCO、「顧客資産保護に関する勧告に係るテーマ別レビュー」を公表。</p> <p>◇米国政府、国境税の導入見送りを公表。</p>
28日	<p>◇金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し取組方針を公表した金融事業者のリストを公表。</p> <p>◇国税庁、「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」等の一部改正を公表（7月24日付）。平成29年度税制改正のうちスピノフ、つみたてNISA等の改正に伴うもの。</p>

◇8月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2017年 (H29)	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。
	9月30日	◇「みなし交付申請」のためのNISA口座を開設している証券会社へのマイナンバーの提供期限。期限までに提供した場合、平成30年以後の年分のNISA口座の利用のための非課税適用確認書の交付申請書の提出が

2017年 (H29)	9月30日	不要となる。
	10月1日	◇つみたてNISAの口座開設手続きが開始。 ◇投資信託委託会社等によるつみたてNISA対象商品の届出が開始。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。 ◇マイナポータルの本格運用が開始（予定）。
2018年 (H30)	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇つみたてNISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間（最大）20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げ。
	1月3日	◇EU第二次金融商品市場指令（MiFID II）/MiFIR、施行。
	4月1日	◇（2018年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。

※原則として、7月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。

◇今月のトピック

銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し案公表

～国内基準行は 2019 年 3 月期より自己資本の 20%を超えないかモニタリング～

2017 年 7 月 18 日 金本 悠希

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170718_012147.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 改正案の全体像

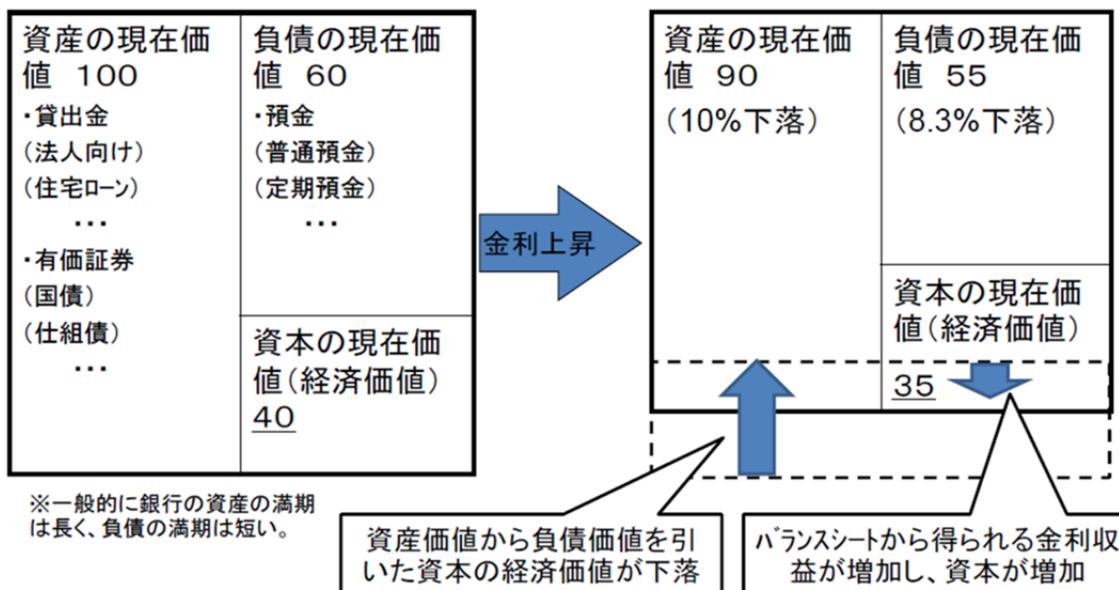
	主な内容	適用時期	
		国際統一基準行	国内基準行
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行勘定の金利リスク（※1）が以下の水準を超えないかモニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・国際統一基準行：Tier1 資本の 15% ・国内基準行：自己資本の 20%（※2） 		2019 年 3 月期
開示	（国際統一基準行について以下の見直し） <ul style="list-style-type: none"> ○開示様式を定め、銀行勘定の金利リスクの計測シナリオを規定 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的価値の減少額は 6 個、金利収益の減少額は 2 個 ○定性的開示事項を拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性預金の平均・最長満期や満期割り当てのモデル等を追加 （国内基準行についての改正案は盛り込まれていない）	2018 年 3 月期	（改正案未公表）

（※1）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額を指す。この額の具体的な計測手法は開示に関する告示の改正案で規定されている。

（※2）現行制度の下でも、国内基準行については、銀行勘定の金利リスクが自己資本の 20%を超えるかモニタリングが行われており、この比率は維持されている。しかし、銀行勘定の金利リスクの計測手法の見直しは、国内基準行については現時点で明らかではない。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響



(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『銀行勘定の金利リスク』の概要」(2015年8月) (<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20150609-1/02.pdf>)

図表3 最終文書と2004年ガイドラインの比較

		最終文書	現行(2004年ガイドライン)
ショックシナリオ (注1)	形状	6シナリオ (パラレル上・下、スティーブ、フラット、短期上・下)	2シナリオ (パラレル上・下)
	ショック幅	円100bp、米ドル・ユーロ200bp、 英ポンド250bp(通貨ごとに設定)	200bp又は過去5年の1%/99%タイル値
監督上の基準値 (アウトライヤー比率)		Tier 1の15% 各国当局が追加的な基準を設定可能 ^(注2)	Tier 1 + Tier 2の20%
監督上の対応		<ul style="list-style-type: none"> 監督上の基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施。 レビューの結果も踏まえ、金利リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうちの1つの措置を採るよう求めなければならない。 ①リスクの削減、②資本増強、③内部モデルのパラメーター制限、④リスク管理向上 	<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない。 銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、①リスクの削減、②資本増強、または、③両者の組み合わせ、を求める是正措置を検討すべき。
開示		<ul style="list-style-type: none"> 定性的開示: リスク管理方針等 定量的開示: <ul style="list-style-type: none"> 経済価値(6シナリオ毎)及び期間収益の変動額をTier 1の額と対比する形で開示 コア預金の平均・最長満期 	<ul style="list-style-type: none"> 定性的開示: リスク管理方針等 定量的開示: 経済価値又は期間収益の変動額(アウトライヤー比率は非開示)
ピアレビュー		・監督当局間で協力および情報交換	(記載なし)

(注1) アウトライヤー比率や開示における金利リスク量計測には内部モデルを使用が認められているが、その場合でも6つのシナリオ、円100bp等のショック幅の使用は義務付けられる。

(注2) 例えば、規制資本を上回る剰剰額(資本バッファ)と金利リスク量の対比など。

(出所) 金融庁総務企画局参事官 白川俊介「国際金融規制(バーゼル規制の最近の動向)」(2016年6月13日)

図表 4 国際統一基準行と国内基準行についての改正内容の適用時期（予定）

	国際統一基準行	国内基準行
モニタリングに関する改正	2018年3月期（※1）	2019年3月期（※2）
開示に関する改正		（改正案が未公表）

（※1）監督指針改正案・開示告示改正案は、2018年3月31日から適用開始予定。

（※2）主要行監督指針改正案Ⅲ-2-3-3-3(1)ロ、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅱ-2-5-3(2)②参照。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 アウトライヤー基準の改正案（国際統一基準行）

a. 重要性テスト	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額（※）の最大値 > Tier1 資本の 15%
b. オフサイトモニタリングデータの追加分析	収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。

（※）後述の開示告示改正案に規定される△EVEを指す。具体的計測方法は元レポート末尾別紙参照。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 早期警戒ラインに該当した銀行への対応（※1）

①当局における分析	基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。
②対話を通じた課題の明確化と共有	構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。
③改善に向けた監督・対話	共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う（※2）。

（※1）個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しては、上記①から③の取り組み方を基本としつつも、銀行の規模・特性等に応じた対応を行う。

（※2）銀行による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、当局は、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認する。

（出所）主要行監督指針改正案Ⅲ-2-3-1-5(4)、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅱ-2-2-2

図表 7 銀行勘定の金利リスクの記載様式

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE (※1)		△NII (※2)	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	Tier1 資本の額				

(※1) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。EVE は Economic Value of Equity の略 (引用者追記)。

(※2) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。NII は Net Interest Income の略 (引用者追記)。

(出所) 開示告示改正案別紙様式 2 号 30 面

図表 8 定性的開示項目の記載内容

開示告示改正案で記載が求められる事項	監督指針改正案に規定されている記載上の留意事項
① リスク管理の方針及び手続の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明 ・ リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明 ・ 金利リスク計測の頻度 ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明
② 金利リスクの算定手法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE 及び△NII 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> — 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 — 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 — 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提 — 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 — 複数の通貨の集計方法及びその前提

	<p>—スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）</p> <p>—内部モデルの使用等、ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提</p> <p>—前事業年度末の開示からの変動に関する説明</p> <p>—計測値の解釈や重要性に関するその他の説明</p> <p>・銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する以下の事項</p> <p>—金利ショックに関する説明</p> <p>—金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII と大きく異なる点）</p>
--	---

（出所）開示告示改正案 2 条 3 項 10 号、主要行監督指針改正案Ⅲ-3-2-4-4(1)⑩、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅲ-4-9-4-4(1)⑩を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9 アウトライヤー基準の改正案（国内基準行）

a. 重要性テスト	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額（※）の最大値 > 自己資本の 20%
b. オフサイトモニタリングデータの追加分析	収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。

（※） ΔEVE を指すが具体的計測方法は現時点で明らかでない（今後公表される開示告示改正案で明らかになると予想される）。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10 各シナリオにおける金利ショック

シナリオ	加算する金利変動幅
①上方パラレルシフト	下表のパラレルの欄の値
②下方パラレルシフト	下表のパラレルの欄の値にマイナス 1 を乗じた額
③スティープ化	$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot (\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) + 0.9 \cdot \{\bar{R}_{long,c} \cdot (1 - e^{-\frac{t}{x}})\}$
④フラット化	$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot (\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) - 0.6 \cdot \{\bar{R}_{long,c} \cdot (1 - e^{-\frac{t}{x}})\}$
⑤短期金利上昇	$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}$
⑥短期金利低下	上記の $\Delta R_{short,c}(t)$ にマイナス 1 を乗じた額

（※） c は通貨、 t は将来の期間を年数で表した値、 $\bar{R}_{short,c}$ は下表の短期金利の欄の金利変動幅、 $\bar{R}_{long,c}$ は下表の長期金利の欄の金利変動幅を表す。 x は 4 とする。

通貨（便宜的に国名を記載）	金利変動幅（単位：ベースポイント）		
	パラレル	短期金利	長期金利
日本	100	100	100
スイス	100	150	100
シンガポール	150	200	100
ユーロ参加国、香港	200	250	100
米国、カナダ、サウジアラビア、スウェーデン	200	300	150
英国、中国	250	300	150
韓国	300	400	200
オーストラリア	300	450	200
アルゼンチン、インド、インドネシア、トルコ、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、ロシア	400	500	300
その他	100～400（※）	100～500（※）	100～300（※）

（※）この範囲で自金融機関が定める値。

（出所）開示告示改正案別紙様式2号30面を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【7日】

法律・制度 Monthly Review 2017.6

～法律・制度の新しい動き～

6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

6月は、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正案が公表されたこと（30日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170707_012127.html

【10日】

米国金融規制改正法案、下院で可決

～金融規制に関する財務省報告書の第1弾が公表～

2017年6月8日、米国下院は、ドッド・フランク法を改正する内容を盛り込んだ“The Financial CHOICE Act”（以下、法案）を可決した。

一方、米国財務省は、2017年6月12日に「経済的機会を創出する金融システム 銀行及び信用組合」と題する報告書を公表した。これは、2017年2月3日に発令された大統領令「米国金融システム規制のための中核原則」で、トランプ大統領がムニューシン財務長官に、現行の米国金融規制に関してレビューすることを求めたものに対して、報告されたものである。

この報告書は、トランプ政権の金融規制に関する見直しについて、初めて見解を示したものであり、4つの分野に分けて報告されるもののうちの第1弾とされている。報告書では、財務省が多く規制の見直しを提案しているが、各々の提案に関して実際に改正権限を有するのは、議会や他の金融規制当局である。

法案の上院での可決・成立は先行き不透明であり、上院共和党は、民主党の理解を得られる法案にするため、相当の修正を迫られることが想定される。

報告書では、ボルカー・ルールに関して中小金融機関の規制負担を軽減するなど、民主党の同意を得られる可能性があると考えられる提案もしている。その意味で、報告書の提案が、上院での法案修正において、盛り込まれるかどうかについても注視する必要があるだろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170710_012129.html

【18日】

銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し案公表

～国内基準行は2019年3月期より自己資本の20%を超えないかモニタリング～

6月30日、金融庁が金利リスクのモニタリング手法等の見直しに関して、開示に関する告示及び監督指針の改正案を公表した。7月31日までコメントが募集されている。

今回の改正案は、昨年4月に公表されたバーゼル銀行監督委員会の最終文書や最近の金利環境等を踏まえ、いわゆる「アウトライヤー基準」を見直すものである。現行のアウトライヤー基準では、国際統一基準行・国内基準行いずれも、銀行勘定の金利リスクが自己資本の20%を超えていないか当局によってモニタリングが行われている。

今回の改正案では、国際統一基準行について、2018年3月期から、銀行勘定の金利リスクが「Tier1資本の15%」を超えていないかモニタリングが行われる。銀行勘定の金利リスクの計測手法の見直しも行われ、金利ショックによる経済的価値の減少額を6個の所定のシナリ

オで、金利収益の減少額を2個の所定のシナリオで計測する。また、開示項目が拡充され、コア預金の平均満期・最長満期等の記載が求められる。

国内基準行については、国際統一基準行の1年後の2019年3月期から、銀行勘定の金利リスクが「自己資本の20%」（現行比率を維持）を超えていないかモニタリングが行われる。ただし、国内基準行については、銀行勘定の金利リスクの計測手法が今回の改正案では明らかにはなっていない。

なお、金利リスクが上記の比率を超えた場合でも、直ちに業務改善命令の対象になるわけではなく、早期警戒制度の下、当局と銀行との間で深度ある対話が行われ、課題とその原因を共有し、銀行は改善対応策の策定が促される。改善対応策が行われ、例えば債券の売却を行う場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、適切なタイミングが選択されるように留意して監督が行われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170718_012147.html

【24日】

米国、包括的なプリペイドカード規則の制定 ～CFPBがプリペイドカードを使用する消費者保護の拡大に動く～

近年、米国でプリペイドカード市場が急速に成長している。個人消費者が、資金を補充可能な汎用型（general purpose reloadable : GPR）プリペイドカードを使用する額は、2018年には1,120億ドルに達することが予測されている。

プリペイドカードの使用者数は急速に増加しているにもかかわらず、クレジットカードやデビットカードに対して要求されている基本的な消費者保護と同様の保護が連邦法の下では行われていなかった。

消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau : CFPB）は、プリペイドカードの使用者数および使用額の増加を懸念し、プリペイドカードを使用する消費者の保護を拡大する包括的な連邦規制の制定に動いた。CFPBは2016年10月に、プリペイドカードに対する最終規則を制定した。

最終規則には、カード発行に関わる情報開示、紛失や盗難の際の消費者の負担額の上限設定、不正使用やエラーがあった場合の処理・解決、消費者への定期的な取引明細書の発行が規定されたほか、インターネットにおけるプリペイドカードの約款揭示とCFPBへの約款提出が新たに加えられた。また、プリペイドカードにクレジットの機能がある場合は、当座貸越（overdraft）が規制されることとなった。

プリペイドカード規則は、2018年4月1日から適用開始の予定となっている。しかし、規則に対するプリペイド業界からの懸念を受け、CFPBは、2017年6月15日に追加のパブリックコメントを実施しており、コメント次第では、適用開始日が再延期される可能性もあるだろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170724_012164.html

◇7月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日本経済新聞 (7月22日付朝刊20面)	NISAやiDeCo等の口座の使い分けの ポイントについてコメント	是枝 俊悟
読売新聞 (7月29日付朝刊19面)	NISAやiDeCo等の口座の使い分けの ポイントについてコメント	是枝 俊悟
ニッキン投信情報 (7月24日号)	つみたてNISA、制度の概要と残された課題 第1回 現行NISAとの相違点	是枝 俊悟
ニッキン投信情報 (7月31日号)	つみたてNISA、制度の概要と残された課題 第2回 つみたてNISAの対象商品	是枝 俊悟
Financial Adviser (8月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 29- 民法（債権法）の改正～時効・法定利率・ 定型約款などの重要な見直し	小林 章子

◇7月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
7月18日 掲載	コラム：カナダ、投資信託手数料の「アンバンドリング」へ http://www.dir.co.jp/library/column/20170718_012144.html	小林 章子
7月25日 掲載	コラム：ほとんどの年金生活者は配当・分配金の税率を5% にできる http://www.dir.co.jp/library/column/20170725_012163.html	是枝 俊悟
7月26日 掲載	コラム：顧問、相談役とコーポレートガバナンス http://www.dir.co.jp/library/column/20170726_012168.html	横山 淳
7月26日 収録	大和スペシャリストTV:2018年1月に始まる「つみたてNISA」 を徹底解説！ http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/20858-081/	是枝 俊悟